

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7197-4293

担当 長嶺 了

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

2. 居宅介護支援事業所スターリングケアの概要

①居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名	居宅介護支援事業所スターリングケア
所在地	千葉県柏市柏 1279 番地 16
介護保険指定番号	1 2 7 2 2 0 7 0 0 0
サービス提供地域*	柏市・流山市・我孫子市・松戸市

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

②同事業者の職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	計
管理者(兼務)	常勤	事業所の運営および業務全般の管	1 名
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 名 以上
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	名 以上

③営業時間

営業日	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)

※営業時間外でも24時間連絡が取れる体制を整えております。

営業時間外の連絡は080-1185-7421までご連絡ください。

3. 事業の目的

事業の目的

要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスの提供を行います。

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

① インテークワーク

初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。

② アセスメント

利用者の居宅を訪問して、利用者、家族と面談した上で課題の分析をします。

③ 居宅サービス計画原案の作成

アセスメント後居宅計画原案の作成をします。

④ サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。

⑤ 文書による同意

サービス担当者会議にて居宅サービス計画書の検討後、利用者又は家族より文書による同意を受けて交付します。

⑥ モニタリングの実施

少なくとも月1回、利用者宅を訪問し面談してモニタリングを実施し結果を記録します。

⑦ 居宅サービス計画の変更

利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2)～(5)の実施をします。

⑧ 居宅介護支援に関わる事業所の義務について

- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要とみとめるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。
- ・ 終末期の方に関しては、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じてして居宅介護支援を行います。

5. 利用料金

①利用料

- ・要介護と認定された方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はございません。
- ・介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヵ月につき要介護度に応じた下記の料金をお支払いいただきます。その際、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日市の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

『居宅介護支援費 I』

要介護 1・2 (I) 1086 単位	要介護 3・4・5 (I) 1411 単位
要介護 1・2 (II) 544 単位	要介護 3・4・5 (II) 704 単位
要介護 1・2 (III) 326 単位	要介護 3・4・5 (III) 422 単位

『加算』

初回加算	300 単位	通院時情報連携加算	50 単位
入院時情報連携加算 I	250 単位	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位
入院時情報連携加算 II	200 単位	緊急時当居宅カンファレンス加算	200 単位
退院退所加算 カンファレンス参加なし	連携 1 回 450 単位 連携 2 回 600 単位	退院退所加算 カンファレンス参加あり	連携 1 回 600 単位 連携 2 回 750 単位 連携 3 回 900 単位
特定事業所加算 I	519 単位	特定事業所加算 II	421 単位
特定事業所加算 III	323 単位	特定事業所加算 A	114 単位
特定事業所医療介護連携加算	125 単位	介護職員等処遇改善加算	総単位数の 2.1%

『減算』

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の 95%
------------------------	------------

②交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
提供地域外にお住まいの場合は、ご自宅迄にかかった実費分を頂くことがあります。

③解約料

一切料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

① 当社お客様苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

管理者 長嶺 了 電話 04 - 7197 - 4293

② 行政機関その他苦情受付機関

柏市役所 介護保険課 電話 04-7167-1111 (代)

流山市役所 介護支援課 電話 04-7158-1111 (代)

我孫子市役所 健康福祉部高齢者支援課 電話 04-7185-1111 (代)

松戸市役所 社会福祉担当部介護支援課 電話 047-366-1111 (代)

③ 千葉県国民健康保険連合会 苦情相談窓口 電話 043 - 254-7428

7. 当社の概要

- ・名称・法人種別 株式会社スターリングケア
- ・代表者役職・氏名 代表取締役 長嶺 了
- ・本社所在地 千葉県柏市柏 1289 番地 39
- ・電話 04-7197-4293
- ・定款の目的に定める事業 1・居宅介護支援
2・訪問看護

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を交付・説明しました。

事業者： 株式会社スターリングケア

所在地： 千葉県柏市柏 1279 番地 16

管理者： 長嶺 了 (印)

説明者： (印)